#### 1 議事日程第2号

9月9日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 清水 秀雄議員

町長4期目の実績と自己評価について

日程番号3 議案第6号 土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の

助成に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号4 議案第7号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例案

日程番号 5 議案第8号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例案

日程番号6 議案第9号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す

る基準を定める条例案

日程番号7 議案第10号 平成26年度士幌町一般会計補正予算

日程番号8 議案第11号 平成26年士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号 9 議案第12号 平成 2 6 年士幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号10 議案第13号 平成26年士幌町介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号11 議案第14号 平成26年士幌町農業共済事業特別会計補正予算

日程番号12 認定第1号 平成25年士幌町一般会計歳入歳出決算認定

日程番号13 認定第2号 平成25年士幌町国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号14 認定第3号 平成25年士幌町後期高齢者医療事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号15 認定第4号 平成25年士幌町介護保険事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号16 認定第5号 平成25年士幌町介護サービス事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号17 認定第6号 平成25年士幌町簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号18 認定第7号 平成25年士幌町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号19 認定第8号 平成25年士幌町農業共済事業特別会計

歳入歳出決算認定

日程番号20 認定第9号 平成25年士幌町国民健康保険病院事業特別会計

歳入歳出決算認定

### 2 出席議員(12名)

 1番 秋間 紘一
 2番 飯島
 勝
 3番 森本 真隆
 5番 細井 文次

 6番 出村
 寛
 7番 服部 悦朗
 8番 清水 秀雄
 9番 中村
 貢

 10番 和田 鶴三
 11番 大西 米明
 12番 加藤 宏一
 13番 加納
 三司

#### 3 欠席議員(0名)

## 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二

代表監查委員 佐藤 宣光

#### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘 総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志 波多野 義弘 大森 三宜子 町民課長 保健福祉課長 産業振興課長 高木 康弘 増田 優治 建設課長 道路維持担当課長 佐藤 英明 高橋 典代 子ども課長 病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文 子ども課長 高橋 典代 消防署長 荒田 雅則

## 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長堀江 博文教育課長辻 亨給食センター所長 鈴木 典人高校事務長藤村 延

# 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

#### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

### 9 議事録

(午前10時00分)

加納議長 ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、 2

秋間絋一議員及び2番、飯島勝議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

それでは、発言を許します。

質問順位1番、清水秀雄議員、町長4期目の実績と自己評価について町長に質問を行います。

清水議員

私は、町長4期目の実績と自己評価についての質問を行います。

町長は、平成10年11月に初当選し、以来今年11月で4期16年間町政 執行に日夜奮闘された努力に対し敬意を表するところであります。

さて、町長は、4期目の町政執行について、これまでの基本姿勢を遂行しながら、いま一度原点に立ち返り町政を進めるとして、公平、公正でわかりやすい町政、安心と生きがいを広げる心の通う町政、町民参画によるみんなでつくる町政を掲げました。政策展開の基本に協働のまちづくりの積極的推進、時代のニーズを踏まえた計画的かつめり張りのある町政推進と重点的な施策として、1つ、地域の活性化対策、2つ目、少子高齢化に対する地域社会の形成、3点目にまちづくりの推進に向けての3点についてそれぞれ具体策を示されました。国政は、民主党政権から自民党安倍政権へと大きく変化した中で、町民に示された公約に対してどのように実績評価をされるのか伺うものであります。

加納議長 小林町長

町長、答弁をお願いいたします。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成22年11月23日告示の町長選挙において無投票にて当選をさせていただき、12月5日に第4期目の町政がスタートして、任期まであと3カ月となったところであります。この間民主党から自公連立への政権交代が24年12月に行われる、さらには23年3月には未曽有の大災害と言われる東日本大震災のほか、TPP及びEPAなど経済連携協定の動向、円安による燃油、飼料等の高騰、さらには定住人口の減少が大きな課題となるなど町を取り巻く環境はより厳しく、多様さが増している中での町政推進でありました。4期目の町政の推進に当たり、いま一度原点に返り、公平、公正でわかりやすい町政、安心と生きがいを広げる心が通う町政、町民参画によるみんなでつくる町政を基本姿勢として、協働するまちづくりのさらなる推進と健全な財政に留意しつつ、めり張りのある町政の推進を政策展開の基本とし、6項目の重点政策、5区分による分野別政策の展開を公約として町政を推進してまいりました。

4期目で推進してきた主な政策及び事業でありますが、1点目は交通、生産などの基盤整備でありますが、30年に及ぶ地域の悲願であった国道274号士幌道路については、採択後3年の工事期間を経て、平成24年12月に供用開始、農畜産物を初めとする物流路線として大きな役割を果たしているところであり、現在国道241号線との交点を生か

した拠点づくりの基本計画を策定中であります。また、土地基盤整備では、国営かんがい排水事業として上音更に次いで士幌西部地区、富秋士幌川下流地区、合わせて受益面積は3,692 h a、事業費は91億4,000万円となるものであり、あわせて道営畑作事業を継続して実施し、本年度においても5地区で事業が実施されているところであります。

2点目は、地域の産業経済の推進についてでありますが、基幹産業である農業については、国際化の進行に加え農政改革が展開される中、農協、農業委員会、農民協議会などと連携のもと農業情勢の変化に対応すべく取り組みを展開したところであり、商工業においてもプレミアム商品券など地元消費の拡大とあわせ、空き店舗対策への支援などその活性化に向けた支援を行ったところであります。さらに、農業、商工業の青年、女性に対する新しい取り組みを支援すべく産業担い手育成事業を創設するなど、青年の活動、女性の参画に対して積極的に支援を行ってまいりました。

3点目は、優しい地域社会の形成についてであります。少子高齢化の進行や社会保障制度が変化する中にあって、地域福祉推進についてはよりきめの細かい対応との認識のもと、高齢者福祉においては施設型サービスから在宅型サービスに拡大すべく小規模多機能居宅介護施設の整備を平成23年度に行い、次いで公営住宅としての高齢者住宅の整備を平成26年に2棟9戸、平成28年度に1棟5戸を行うとともに、社会福祉協議会との連携のもと、ふれあいサロンや見守りネットワークなどを推進しているところであります。障害者支援については、NPO法人士幌町障がい者支援の会による日中一時支援、地域活動支援センター、就労継続支援B型を展開しているところでありますが、今年度福祉村工リア内に総合支援施設を整備中であります。この両施設の整備により福祉村内のハード整備はほぼ完了となり、今後は病院の改築も含め、機能連携によるソフト面の充実を図っていかなければなりません。

4点目は、子育て環境の充実と定住人口対策は、町の重点事業として取り組んでいるところであり、子育てにおいては認定こども園、保育所の充実、子育て支援祝金などとあわせ、30人学級や学童保育の拡充を推進しているところであります。定住人口対策については、住宅団地の造成や賃貸住宅建設費の助成など実施しているところでありますが、子育て支援、定住人口対策は今後においても重要な政策課題として位置づけをしているところであります。

そのほか環境政策としてのバイオガスプラントの推進、太陽光発電の普及、さらにはLAS-Eの取り組み、さらにはフレッツ光の士幌、中士幌市街でのサービス開始、役場庁舎耐震及び防災拠点としての改修などとあわせ、町村会、土地連、環境自治体会議、バイオガスプラント推進協議会、過疎法適用外小規模町村連絡協議会などを通じ、広

域的な懸案への対応にも参画をしているところであります。

以上申し上げましたように4期目の町政を推進するに当たっての公約については、さまざまな課題、懸案はあるもののおおむね達成できたものと評価するものでありますが、これひとえに町議会を初め機関、団体、そして町民の皆様の理解、支援のたまものであると感謝をしているところであります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長からお答えいただきました。4期目の町政を推進する に当たって、公約についてはおおむね達成できたというふうに自己評 価をされました。

私もこの4年間の町長のさまざまな努力に対してそれなりに評価するところもあります。特に私は、この4年間の中で大きな問題として、懸案として出てきたTPP問題です。このTPP反対運動についての町長が町村会の副会長という立場で、特にこの十勝での反対推進、反対運動についてのその推進役を買われたと、町村会長とともに手を携えながら努力されたということについては評価したいと思います。特に十勝でのこの反対運動が大きな基点となって全道的な反対運動に盛り上がっていきました。全道的にはそういう点では全国の中でも本当にまれに見る自治体、業者、団体、総ぐるみの反対運動を組織することができたという点では、これは大きな役割を果たしてきたというふうに評価するところでありますが、全てが評価できるわけではありませんけれども、TPPについては一つ大きな評価点だと思っています。

さらに、産業経済についての中でもありますけれども、もう一つはやはり今脱原発という、そういう方向での国民世論は大きく動いていっています。その中で、町長が取り組まれたメガソーラーについての自治体の取り組み、これは町長も自己評価の中でも言われていますが、自治体がこういう形でソーラーに力を注いできたというところはまれであります。十勝の中でも太陽光発電にそれぞれ取り組まれている自治体はあるのですが、しかしほとんどが自治体が主導でやるのではなくて、業者がこれを手がけるという形での取り組みにしかなっていないと。そういう中での本町のメガソーラーについての自治体が進めたという点では評価できるというふうに思っています。それ自身が一つの財源として確保されるものでありますから、それが町民に対してさまざまな利益をもたらすことにつながっていくというふうに評価できると思っています。

しかし、全てが評価できるわけではありません。1つは、町の中でいるいる大きな問題提起として出てきたのが病院問題です。病院問題については、ご承知のように院長が懲戒免職ということに至るさまざまな経過がありました。その中での町長のそれに対しての、そこに至

るまでのさまざまな経過があるわけですが、それに対して町民の大きな批判があることも事実であります。しかし、これは批判ばかりではありません。院長を懲戒免職にしたということについては、すばらしいことをやったなという町民もいるわけですから、これはそれぞれ賛否分かれるところですが、いずれにしても一つの懸案を抱えたことは事実であります。そういう中でありますけれども、町長はおおむね公約は達成できたとおっしゃいましたけれども、自己評価として採点すればどの程度にいくというふうに評価されますか。

加納議長小林町長

町長、答弁願います。

それでは、清水議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、TPP問題でありますけれども、農業を基幹産業とする本町においては極めて大きな問題でありますし、農業だけでなく、本町は農業を中心としながら食料品製造工場も持っているということでは、農業に限らず地域の産業経済に大きな影響を与えるという認識でありますし、そういう面では町内の取り組みはもちろんでありますけれども、ご案内のように十勝の協議会の中でもそれぞれ取り組みを推進してきたところでありますけれども、さらにTPP交渉も今後大きな山場になるわけでありますけれども、その中では町内の農業にかかわっても施設投資だとか、あるいは農業に対する将来の展望等について農家の皆さんも批判するということでありますから、何とか町を挙げて取り組みたいと思いますし、それにあわせて全道、全国の運動になるようにさらに一層努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、産業経済においては、農業とあわせてでありますけれども、1つは環境対策として本町もバイオガスプラントを積極的に推進しながら、町の3基の実証試験に加えて、今農協が4基をつくって、さらに今年度2基を造成するということでありますから、ふん尿のバイオガスプラントとしては9基になるということで、十勝の半数のバイオガスプラントの設置をするということでありますが、それは農家の農場の環境改善ということとあわせて、土づくり対策、あるいはエネルギー対策ということで今後とも農協等とも積極的に推進をしたいと考えているところであります。

それから、もう一つは、太陽光については、公共施設にも設置をしたし、あるいは民間の個人の住宅設置についても助成措置をしていたわけでありますけれども、昨年度町が設置者となって1基メガソーラーを設置したわけでありますけれども、先ほど清水議員がおっしゃったとおり、民間がやっているのがほとんどなのですけれども、実態からいくと地域における波及効果は余り大きいものがないのかなという感じがしているのですけれども、私どもやるとすれば何とか自治体で

やりたいということで、北海道としては札幌に次いで2番目ということになりますから、今順調に稼働をしている状況でありまして、年間5,000万円くらいの売電収入は得られるということで、それらを生かしながら、地域の特色ある取り組みに向けていきたいということで、それぞれ基金を造成しながら、今年度も予算措置をしているところでございます。

それから、3点目、病院問題でありますけれども、町立病院、唯一の医療機関としての役割を果たしていかなければならないのでありますけれども、残念ながらいろんな課題もある中で今年度病院長を懲戒免職にするという残念な結果に至ったわけでありますけれども、町民の皆様に対しては私ども大変申しわけないというふうに思っているところでありますけれども、一日も早くこれらの影響をできるだけ少なくする取り組みとともに、行政報告で申し上げたとおり、地域医療を取り巻く環境の中、新しい病院のあり方ということを検討しながら、福祉村の機能を高めるそういう努力を今後していきたいというふうに思っているところであります。

あと、自分の採点ということでありますけれども、これは採点については町民の皆さんがしていただけるのでありましょうから、私のほうから何点というのは差し控えさせていただきたいと思います。

加納議長清水議員

清水議員。

町長は、自己採点はなかなか自分としてはできないというお答えでした。私は、先ほども申し上げました。いろいろ問題をまだ残しています。そして、町長が掲げた公約の中で全てができたわけではありませんから、そういう点でいろいろありますけれども、しかし総じて言えば及第点は上げたいというふうに思っています。70点以上は大丈夫だと、私自身が採点しても75点ぐらいは上げても大丈夫なのかなというふうに思っています。

しかし、そういう中で先ほども申し上げましたようにいろいろ問題もあります。しかし、町長が進めてこられた中でも私は特に町なかもありますけれども、基幹産業としての農業の問題でいえば特に今町長もおっしゃられていましたバイオガスプラントを中心とした畜産の経営改善ということもあるわけですが、そういう中でもう一つ、本町の農業の生産高が安定して高収益を上げているという点での取り組み、そのことについてはやはり基盤整備事業というのは大きな役割を果たしてきたというふうに思っています。そこのところについても、鹿追から本町に通じる26号道路ですが、あの道路沿いずっと一望今非常に沃野が広がっています。しかし、かつてはあそこはいわゆる昔でいえば草刈り場、湿地帯でした。それをあそこまで改善させた。改善してすばらしい沃野に変わってきているという状況も、やはり大きな財源を投資しながらの基盤整備事業の成果だというふうに思っています。

そして、上居辺地帯のあのかつての湿地帯も今までは改善されて、土 地改良によって暗渠排水、明渠排水のそういう基盤整備によって非常 にすばらしい生産高を上げるようになってきたという点でのそういう 基盤整備事業についての取り組み、そういうものについても評価した いと思いますが、しかし今後もそれは続けていかなければならない問 題だろうというふうに思っています。

特に先ほど申しましたけれども、TPP問題については、新しく農 水大臣になられました西川氏はTPPは推進であります。TPPは、 農業だけを、5項目だけを守ればそれでよしとするものではありませ ん。言われているように21分野にわたる被害が及ぶわけですから、影 響が及ぶわけですから、それについてはさまざまなことが言われてい ますが、いずれにしても大企業中心のそういう経済政策に変貌させら れてしまうということは間違いないところであります。そういう点で は、何としてもこれは阻止しなければならないというふうに私も考え ていますし、そういう立場で今後も町長には頑張っていただかなけれ ばならない立場だろうというふうに思っています。今町村会の副会長 という立場でいられるわけですが、本別の高橋町長も続投を達成しま した。そういう点でのこれからの十勝の政治をどうするか、経済をど うするかという点での町長の果たされる役割も相当大きなものになっ てくるかなというふうに思っていますが、そこで町長自身は今後続投 するお考えがあるのかどうか、その点についてお答えを伺って、私の 質問を終わりたいと思います。

加納議長小林町長

町長。

3点目の質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、 まず農業の問題でありますけれども、本町は典型的な農業の町なので ありますけれども、それぞれの町の産業経済を活性化させるというこ とでは、やっぱり基幹となる産業がきちんとしなければならないとい うことで農業の振興を進めてきたわけでありますけれども、特にお話 があったように今バイオガスプラントは、先ほども申し上げましたけ れども、1つはエネルギーとしての利用ということとあわせて農家環 境の充実、さらには土づくり対策ということで今後とも農協等と連携 して積極的に推進をしていきたいということでありますし、2点目は 基盤整備事業でありますけれども、本町の基盤整備事業については国 営のかんがい排水による明渠と、それから道営の畑総事業による除れ きだとか暗渠を中心としてやっているのでありますけれども、その組 み合わせによって大きな効果があるわけでありますが、さらには今は ちょっと農地集積の状況変わったけれども、交換分合事業を取り扱っ てきたということでありますけれども、道営の畑総については上居辺 地区であると早いところでは4回目の道営事業をやっているのであり ますけれども、その中では大きな効果が発揮をして、相当大きな雨降

っても翌日にはトラクターが入れるという状況でありますから、今後 とも生産性はもとよりでありますけれども、良質の畜産物を安定的に 発信するということでは積極的に整備事業も促進をしていきたいとい うふうに思うところであります。

それから、TPPでありますけれども、先ほどおっしゃるように農業や地域経済はもとよりでありますけれども、日本の皆保険制度だとか、まさに国や地方の主権にかかわる問題でありますから、引き続きこれらについては反対の姿勢をとっていきたいというふうに考えているところであります。

次期の町長選挙にどうするかということでありますけれども、それぞれ公約に掲げたことについては、先ほど申し上げましたようにおおむね達成ができたというところでありますけれども、まだ不十分で達成ができていないものもありますし、さらには人口減少等々新たな課題、懸案もあるところでありまして、町民の皆さんの支持、支援が得られるのであれば、11月25日告示、11月30日に投票というふうに選挙管理委員会では予定されているということでありますけれども、5期目の町政運営に立起をしながら、町のため、町民のために全力でまちづくりを推進していきたいというふうに考えているところであります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

日程第3、議案第6号「士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第6号 士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。

この一部改正につきましては、引用法律の名称変更と父子家庭に対する支援の拡充策による法律によりまして父子の規定が設けられたことに伴い改正をするものであります。

説明資料の8ページをお開きください。第2条でありますけれども、現行欄が母子及び寡婦福祉法というふうになっておりますけれども、この法律が名称変更となりまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法ということになります。

それと、第3項に父子家庭であってひとり親等の家庭の母に準ずるという部分があるのですけれども、これを父子の規定が設けられたということによりまして母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、次の各号のいずれかに該当する者をいうというふうに改正しようというものであります。これによ

りまして、この前にあるのですけれども、資料では省略になっておりますけれども、母子と同じ条件ということになるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例につきましては、平成26年10月1日から施行するというものであります。

以上で説明とさせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第7号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴いこの条例を制定しようとするものであります。

子ども・子育で支援法などの施行により家庭的保育事業等を行う場合の施設の設置や運営についての認可基準を定めるための条例であります。かなり長い条例になりますので、概要について説明資料にまとめておりますので、資料の9ページをお開きください。この条例につきましては、根拠が厚生省令第61号によるということなものですから、説明資料のタイトルにこの文言をつけさせていただいております。表では項目、内容、町条例というふうになっておりまして、条例順でその内容を説明してございます。また、一番左の欄には最初に1、家庭的保育事業等の共通項目と記載してありまして、このほか次のページでは2、家庭的保育事業、11ページでは3、小規模保育事業というようにそれぞれ共通事項やそれぞれの事業等について説明をさせていただいております。

最初に、この資料の9ページでございますけれども、共通事項ですが、それぞれに共通する事項としまして職員の一般的な要件や衛生管理や食事の提供、事業所の内部規程について規定をするもので、特に18条では事業者の内部規程に目的や運営方針、保育の内容、職員の人数、利用定員や災害時の対策、虐待に対する措置など事業者が定めな

ければならない規定についての内容を定めております。このように事業者に対する共通事項について第1条から21条までの内容でこの資料では説明をしてございます。

次に、家庭的保育事業についてでございますけれども、第22条では 設備基準、面積要件では3人までは9.9㎡でございまして、それ以上 は1人つき3.3㎡を加算するということになってございます。

11ページに行きまして、第23条では職員の基準についてであり、議案の15ページをお開きください。第1項には嘱託医と調理員を置くということになっておりまして、第2項では保育する者の資格についてでございまして、第3項では保育者は3人に1人ということで、補助者をつけた場合乳幼児は5人までという規定をしたものでございます。

説明資料に戻っていただきまして、第24条、第25条では保育の時間とその内容について規定しておりまして、保育時間の基本は1日8時間としまして、26条では保護者との連絡についてという、そういった規定になっております。

次が小規模保育事業についての規定であります。小規模保育事業にはA型からC型までA、B、Cの3種類ありまして、A型は、そこに説明のとおり、6人から19人までのゼロ歳児から2歳児までの施設でありますが、実際は小規模なへき地の保育所も想定しておりまして、就学児までの幼児、児童の保育も実施できるというものでございます。これにつきましては、B型、C型についても共通でございます。

設置の基準につきましては28条で規定をしておりまして、乳児、幼児の1人当たりの面積基準などについてでございます。

29条では、職員の配置基準についての規定について定めております。 議案の18ページをお開き願いたいのですが、29条の第1項では職員は 保育士とすることとしまして、第2項ではそれぞれの基準であり、第 1号では乳児については3人に対して1人、次は6人に1人というふ うになりまして、トータルで各号の合計数に1を加えた人数が職員の 数ということになります。

次に、B型ですけれども、A型との違いは保育士の資格者数が違うというものでありまして、議案の19ページをごらんいただきたいと思うのですが、31条で保育士のほか町長の行う研修を受けた者でも構わないということにしてございます。ただし、第2項では全体の半分以上は保育士としなさいという規定となっております。あとはA型とほぼ同じでありまして、A型の条文を準用するということにしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、C型でございますけれども、保育者の基準が変わるもので、 職員は家庭的保育者でもできるというもので、保育できる基準は5人 以下とするものでございます。 次は、居宅訪問型保育事業についてでありますが、説明資料の12ページにありますとおり、保護者の居宅においてする保育事業であります。事業の基準につきましては、第37条のとおり、障害や疾病等の程度を勘案し、集団保育が著しく困難な乳幼児や母子家庭等で夜間、深夜の勤務に従事する等保育の必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育について実施する保育事業者についてであります。

職員につきましては、第39条に記載しておりますが、1対1の基準 とするものでございます。

事業所内保育事業につきましては、企業が従業員に対する保育事業を行う場合の規定でありまして、利用定員や設備の基準についてそれぞれ規定をしております。説明については省略させていただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、26ページをお開き願います。附則の施行時期でございますけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するというものでありまして、これにつきましては平成27年の4月1日が施行時期というふうになるかと思います。

このほか食事の提供への経過措置並びに連携施設に関する経過措置、小規模保育事業B型等の職員に対する経過措置及び小規模型保育事業所Cの利用者に関する経過措置等について規定をしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。10番、和田議員。

和田議員

今回の改正の要点は、待機児童が非常に多いというようなことの中で、国はどうしてもその待機児童を解消したいということで、国の一つの約束として今回こういう形が出てきたのだろうと思いますが、いい方向にいけばいいのですが、これが今まで公的機関で行っていたことが結局は事業者、民間に委託をするというような形に変わってくるのだろうというふうに思います。そういうことになりますと、今るる説明されました保育士の関係の問題だとか、それからあと認可、認定の問題だとかということで大幅に変わってくるし、責任の度合いも変わってくるのでないかなというふうに思いますが、この辺についてはどのように町としては考えておられるのか。これは、条例ですので、ここでやるか、やらないかは別として、やる場合にはこれも一つの基準として定めておかなければならないというようなことでなっているのだろうと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

加納議長

副町長。

柴 田

和田議員がおっしゃられるとおり、この条例につきましてはそれぞ

副 町 長 |れ民間の事業所等が開設する場合の基準を定めるという条例でありま すので、それやる場合に保育士の基準だとかそういった施設の基準を 定めるという条例でありますので、保育士の、あと町の責任とかそう いうことではございませんので、単純にこれを定めるという条例であ ります。

加納議長

和田議員。

和田議員

そういうことですよね。それで、国の段階でもきちっとした整備が されているわけでなくて、おいおい今年の秋以降にこの整備がされ、 そして各自治体にやっているか、やっていないかというようなことが 出てくるのだろうと思いますが、この件につきましては次の定例会の 一般質問の中でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願 いします。

加納議長 清水議員

8番、清水議員。

この法律の施行は来年の4月の1日からですよね。今いろいろ説明 されたのですが、本町の場合の認定保育園の場合は問題ないと思うの

ですが、この法律に定めている、今副町長説明してくれましたけれど も、いわゆる小規模保育事業、C型だとかそういうことが本町に適用 されることが起こるとすれば、へき地保育所だとかそういうところが 対象になってくるのかなということもあります。そういう点では、た だ単にそういうことがあるよというだけではなくて、実態として出て くる可能性はあるというふうに考えられるのですが、それについての 対応の仕方といいますか、本町としては、今副町長のただ定めておけ ばいいということではなくて、そのことによって起こってくるさまざ まなこと考えられます。一番心配されていることは、今のこの子ども ・子育て支援法なのですが、それが実際の今の保育の状況から後退し ていくということが懸念されると言われているのです。何なのかとい うと、ここにも先ほど出てきましたように本来であれば保育士の資格 を持っていなければならないのに、小規模だからその資格要らないと か、町長がそれを認めればいいとかと、そういうふうにどんどん後退

しているわけです。そこのところが一番心配されるところなのです。 それに対してどのように対応していくかということについては考えて いないのですか、考えているのですか、お答えください。

加納議長

子ども課長。

高 子ども 子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

今の小規模保育がへき地保育のほうに変わるのではないかと、その ことによって保育が後退するのではないかということだったかと思う のですけれども、ゼロ歳から2歳というのを原則としているわけなの ですけれども、国におきましては3歳児以降はやはり集団的保育を受 けるのが理想的ではないかというような形を言っていることと、それ に関してはこの小規模保育等を実施するに当たり連携施設、認定こど

も園なり、保育所なりのそういうしっかりしたところとの連携を密に しながらその事業は進めていかなければならないというふうなことも うたっておりまして、この条例の中でもうたっておりますので、そう いうことでよろしいでしょうか。

加納議長

補足説明、センター長。

山中保健 医療福祉

センター長

それと、資格の問題も今議員のほうから指摘があったと思いますが、 町長が認める者というのがありますけれども、研修を受けてというこ とが中にもありますようにそれなりの研修をやはり受けていただく、 また経験者という部分もございますので、それなりの意味ではある程 度の確保はできるのかなというふうに考えているところでございま す。

加納議長

8番、清水議員。

清水議員

私が言いたいのは何かというと、結局この法律によって今の子ども・子育で支援ということがどんどん後退していくという、そういうおそれがあるよということなのです。児童福祉法21条に基づくそういう支援ということがきちっと守られるのかどうかということ、そこのところが1つあるということで、それは指摘しておきたいと思います。今後和田議員がおっしゃっていましたようにまたその論議というのはまだあると思うのですが、実施されるかどうか、来年の4月1日ですから、そういう点でのことがありますから、そこだけは指摘しておきたいと思います。

加納議長

ほかに質問ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第7号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

それでは、議案第8号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例案について説明をいたしま す。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法の制定によりまして条例を制定するもので、前の議案第7号では認可するための基準ということでございますけれども、この条例では国から施設に対する給付を受けるための町による確認をするという、そういった基準を定め

るということでございます。

第1章につきましては、趣旨、定義などについての総則、第2章では特定教育、保育施設の基準、第3章では特定地域型保育事業の運営について定めたものであります。

それでは、説明資料の14ページをお開き願いたいと思います。前の第7号の議案と同様にこの第8号の条例案についても概要を載せてございます。これは、内閣府令第39号によるということでございまして、同様にタイトルの頭にその文言をつけさせていただいたところであります。

まず、総則では趣旨、定義、一般原則についての規定でございます。 第2章の特定教育、保育施設の運営の基準でありますが、これは認 定こども園、幼稚園、保育所の基準でございます。まず、利用者の定 員でございますけれども、認定こども園、保育所については20名以上 としておりまして、第4条に記載をしてございます。保育園は、学校 教育法の基準ということになりますので、最低利用定員の定めはあり ません。

第5条以降につきましては、事務手続などの運営基準について記載 をしてございます。

16ページの中段に特別利用保育、特別利用教育についての基準ということで、第35条及び第36条で規定するものでございます。定義につきましては、そこに記載をしてありますとおり、特別利用保育が満3歳以上の学校教育のみの認定を受けた子供に対する保育、特別利用教育については3歳以上で保育を必要とする子供への教育でございます。

次に、第3章の特定地域型保育事業でございますけれども、利用の 基準について定めるものでありまして、家庭的保育事業、小規模保育 事業のA型、B型、C型については、議案の第7号の条例と同じ基準 であります。

次のページ、17ページへ行きまして第38条以降につきましては、事 務手続などの運営に関する基準でございます。

18ページは、特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育基準についての規定でありまして、それぞれの定義についてそこに記載してあるとおりでございます。第51条及び第52条でその部分については規定をしてございます。

要するに子ども・子育て支援法の施行により認定こども園、保育所、幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が給付を受けるための運営基準を満たしているかどうか町が確認をするという条例でございます。

議案に戻っていただきまして、49ページをお開き願いたいと思います。附則でございますが、まず施行日につきましては、子ども・子育

て支援法の施行の日からとするというものでありまして、これも平成27年の4月1日からということであります。このほか特例に関する規定、経過措置に関する規定をそれぞれ定めたもので、附則はそういうふうになってございます。

以上、簡単ですけれども、説明に代えさせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第9号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について説明をいたします。

これも子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正伴いまして制定するものであります。

制定理由につきましては、第7号と今説明した部分については同じ 理由でありまして、設置に対する基準等を定めるものであります。本 町でいいますこれは学童保育所の基準を定めるということでございま す。

説明資料の19ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましてもタイトルに厚生省令第63号に基づくという部分を頭のほうに入れさせていただいております。

第3条、第4条では最低基準の目的について定めるものでありまして、設置の基準といたしましては第9条で1人当たりの面積1.65m以上と規定をしておりまして、職員の関係では第10条に配置の基準や資格要件を記載しております。

議案の53ページをお開きいただきたいのですが、第10条第2項ですけれども、支援の単位、士幌でいえば1クラスということになるのでしょうけれども、これごとに2人以上の職員を置くということにしておりまして、第3項では資格要件は保育士や社会福祉士、教諭などの資格の要件について規定をしたものであります。

次のページの第4項では、1支援単位の人数でございまして、40人

以下とするということにしております。

これ以降につきましては、虐待防止や衛生管理、運営規定など一般的な運営の管理上の規定について定めるものでございますけれども、第18条で時間と日数について規定をしてございます。まず、時間ですけれども、小学校の休業日、休みの日につきましては1日8時間、休業日以外、学校のやっている日、これは1日3時間以上というふうに規定してございます。前の8時間も8時間以上というふうになってございまして、1年につき250日以上としなさいというものであります。

議案の56ページでございます。附則であります。施行期日でありますけれども、子ども・子育て法等の施行の日からとするものでありまして、これも27年の4月1日ということになります。

第2条では、職員に関する経過措置についての規定を記載してございます。

以上、簡単ですけれども、説明に代えさせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。10番、和田議 員。

和田議員

今の条例の関係の中でも人数のほうの関係があるわけですが、これは国が定めているのは最小限度ということで、実施する公的な自治体についてはこれ以下で進めていくという考え方でよろしいのでしょうか。

加納議長

副町長。

柴 田 町 長

人数、定員のことですね。 1 支援単位を40人以下というふうにして おりますので、それ以下であれば何人でもいいということです。

加納議長

ほかに質問なければ。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで10分間休憩させてもらいます。

> 午前11時00分 休憩 午前11時10分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、議案第10号「平成26年度士幌町一般会計補正予算」を議 題といたします。

寺田総務
企画課長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成26年度士幌町一般会計補正予算[第3号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億8,806万7,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものといたします。 それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。まず初めに、本補正予算の各款、項、目に計上しております人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増減につきましては、4月の人事異動に伴うものでございますので、各款、項、目での説明は省略させていただきたいと思います。なお、20ページ、21ページには人件費の内訳としまして給与費明細書を添付しておりますので、参照願います。

それでは、2款1項1目一般管理費は、委託料で弁護委託料を追加 しております。

5目公平委員会費は、委員会開催回数の増により委員報酬を追加、 6目企画費は地デジ放送用無線施設改修工事費を追加計上しております。

11ページ、2項2目賦課徴収費は、税滞納整理機構負担金において国保会計との調整により増額をしております。

3款1項1目社会福祉総務費は、備品購入費ですずらんの家ストーブ購入費を追加、扶助費で臨時福祉灯油購入助成事業、ひとり親家庭等医療費を追加しております。特定財源としまして、ひとり親家庭等医療給付事業補助金、地域づくり総合交付金を充当しております。

2 目国民年金費は、システム改修委託料を追加しております。

12ページ、3目障害者福祉費は、すずらんの家雨漏り修繕料、電算システム保守改修委託料、自立支援給付費等負担金返還金を追加し、特定財源としまして障害者自立支援給付費システム事業補助金、障害者自立支援給付費返還金を充当しております。

4目老人福祉費は、高齢者冬期就労対策事業委託料を追加計上して おります。

8 目国民健康保険費は、国保会計への繰出金を減額しております。

10目介護保険費では、介護保険会計への繰出金を減額しております。

13ページ、2項2目へき地保育所費は、特定財源で子育て支援交付金が道支出金から国庫支出金に変わったことによりまして財源補正をしております。

4目子育て支援推進費は、委託料に(仮称)子ども交流センター実施設計費を追加計上しております。特定財源では、子育て支援交付金が国庫負担金になったことによる財源補正をしております。

4款2項1目ごみ処理費は、中士幌リサイクルセンターのペットボトル粉砕機の修繕料を追加しております。

14ページ、5款1項2目失業対策費では、緊急雇用対策事業委託料を追加計上しております。

続きまして、6款1項2目農業総務費では、農業共済事業会計への 職員給与費負担金及び事務費繰出金を減額しております。

3目農業振興費では、15節でバイオガスプラント修繕工事費用、19 節において農業振興施設等整備事業として小麦選別機整備事業への補助金を追加計上しております。特定財源としまして地域づくり総合交付金を充当しております。

15ページ、7目土地改良事業費は、北海道多面的機能対策協議会負担金を追加しております。

2項1目林業振興費は、十勝大雪森林組合の出資金を増額するもので、特定財源としまして事業配当金を全額充当しております。

16ページ、8款1項1目土木総務費では、街路灯照明の省エネ化の工事費を追加し、特定財源として地域づくり総合交付金を充当しております。

9款1項1目消防費は、普通旅費及びボイラー修繕料分として北十 勝消防事務組合負担金を追加するものでございます。

続きまして、17ページ、10款2項1目学校管理費は、リンク造成用 散水車両の改造委託料を追加しております。

3項2目教育振興費では、18節で図書購入費を追加、22節で災害共済補償金を追加するもので、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金及び災害共済給付金を全額充当しております。

18ページ、4項4目農場管理費では、11節で牧草種子及び肥料の購入費、13節で産業廃棄物処理委託料、14節で作業機械借り上げ料をそれぞれ追加計上しております。

19ページ、6項4目公民館費は、北町公民館ストーブ購入費を追加しております。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源ですが、20款1項1目臨時財政対策債に発行可能額の確定により180万円を追加し、18款1項1目繰越金に前年度繰越金5,712万9,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、臨 時財政対策債において発行可能額の確定により限度額を変更するもの でございます。

なお、22ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決

決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございません か。11番、大西議員。

大西議員

10ページの弁護委託料なのですが、多分院長の懲戒免職のことなの だと思いますけれども、それとまたもう一点何かほかのもあったのだ と思いますけれども、それで今公平委員会に異議になるのか何なのか 出ていますけれども、その流れがどの辺までいって、どんなになって いるのか。また、こうやって弁護士に二百何十万円も出てくると裁判 になったのかなとも思うし、どうなって、二百十何万円をどのように 使おうとしているのか、使ったのかお聞きします。

加納議長

総務企画課長。

寺田総務

総務企画課長、寺田より説明させていただきます。

企画課長

まず、現在の公平委員会での経過でございますが、7月に処分者の 前院長から不服申し立て審査請求が出てまいりまして、公平委員会に おいてその請求について受理を決定しております。その審査請求の内 容について町のほうへ送付いたしまして、町から現在答弁書が出てき ているという状況でございます。その町からの答弁書を相手方、処分 者のほうに改めて送付をさせていただいて、再弁明があれば提出をし ていただくということで、今その期間中でございます。期限としては、 9月20日を一応期限として再弁明の提出を待っているという状況でご ざいます。処分者のほうからは、書面審理での要求でございますので、 個人を呼んでの調査というのは行わないで書面で行うということで現 在進んでいるところでございます。

補正予算で掲げております弁護委託料でございますけれども、審査 請求が出てきたことによりまして本町としましても弁護人、代理人を 立てて、その対応をしているという状況でございまして、現在弁護士 2名の方に代理人をお願いをして対応していただいているという状況 でございます。今回の補正予算については、2名分の弁護士の名称で は着手金という名目で今回の内容で補正予算に計上させていただいて いるという現状でございます。

以上です。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

ということは、公平委員会を開いて、公平委員会の中では今回の処 分については妥当だということなのでしょう。だから……出ていない のかい。何とかを送ったとかというのは、再あれをするというのだか ら、妥当だからよといったら向こうでまた異議でないのかい。それわ かりやすく……。

加納議長

もう少しわかりやすく順序立ててもう一回お願いします。

寺田総務

公平委員会は、審査請求が出てきたことに対してのまずその審査請 企画課長 | 求の内容が受理するに値するかどうかということで公平委員会を1回 開いて、それの受理を決定しております。その審査請求の中で、先ほど言いましたように書面審理を希望するということでございますので、全て書面によってその事実関係を確認をしていくということになりまして、ある程度のそういったやりとりがお互いの言い分が出そろわないと公平委員会としても採決といいますか、判断を下せないという状況でございまして、現在のところそういった書面によるお互いの言い分を取りまとめているという、そういう期間でございまして、現在のところ考えているのは処分者のほうからの再弁明が出てきた段階で公平委員会を開催をして、お互いの言い分に対して公平委員会として町の処分が正しかったのかどうかという、そういう最終判断をしていきたいという考え方でいるところでございます。

加納議長

和田議員。

和田議員

12ページのところの項目4で高齢者冬期就労対策事業委託料なのですが、これは何歳で何人を予定しているのでしょうか。

加納議長

保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

福祉課長

26年度の予定は、44人で10日間を予定しております。年齢は、高齢者で生きがい事業団に入っている方ですと60歳以上が登録されておりますので、60歳からの方もいらっしゃいますが、前年度を見ますと65歳から80歳ぐらいの方までがこの事業に参加しておりました。

以上でございます。

加納議長

8番、清水議員。

清水議員

14ページの失業対策費、緊急雇用対策事業委託料で計上されていますが、これについての内容を説明してください。

加納議長

産業振興課長。

高木産業

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

振興課長

この緊急雇用対策事業委託料でございますけれども、例年実施をしております町単独によります冬期間の雇用対策事業で、12月から2月までの3カ月間で各月10日間ごと、合計30日間の同就労対策を行うものでございまして、対象年齢については本年4月1日現在で65歳未満の方を対象としております。30日間で、作業員の人数としましては35人分を予算計上したところでございます。

以上であります。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

11ページの臨時福祉灯油の話なのですけれども、これは時期はいつごろを考えているのか。それから、今回9,000円という半端が出てきたから、どうして1万円出すのに9,000円の半端が出るのか、手数料がどこかで取られるのか、消費税なのか、消費税含めた1万円なのか、その辺をお聞きします。

加納議長

保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

福祉課長

今回予算に計上させていただきましたのは、429世帯で103円、灯油 代が現在106円しておりますが、3円業者のほうで値引きしていただ けますので、103円掛ける100Lということで441万9,000円という積算 をしております。

それから、昨年は実施が12月中旬から始めておりましたが、今年度 の実施は11月15日から実施を考えております。

以上でございます。

加納議長

7番、服部議員。

服部議員

13ページの子ども交流センターのことについて、このことについて 概略ちょっと説明していただきたいと思います。

加納議長

子ども課長。

高 橋

子ども課長、高橋より説明させていただきます。

子 ど も 課 長 士幌小学校区の学童施設というふうに大きくは捉えていることと、あとほかの学童に通っていない児童についてもそこの場所を使用して交流することができるというような居場所づくりのような施設というふうに考えておりまして、利用人数について等は学童については70人程度の収容というふうに考えております。

加納議長

7番、服部議員。

服部議員

学童の施設ということなのですが、先ほどの議案第9号の中でも学童保育の設置基準等も決められたのですが、士幌小学校区については確かに今の士幌小学校の中で対応するのは難しいというのを私もお聞きしているのですが、へき地については以前からいろいろとお話をしているのですが、なかなか指導員の手配ができないというようないろいろな問題が出ていますが、今回の設置基準等も条例としてできたのですが、そのこともあわせて、それから士幌小学校校区については今回のこの交流センターというふうな形の中で対応できるのですが、へき地についてはどのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

加納議長

子ども課長。

高 橋

子ども課長、高橋よりお答えいたします。

子 ど も 課 長 平成26年度におきましては、へき地におきましては新田、上居辺、それから下居辺で学童保育を行っております。新田につきましては、旧保育所を学童保育場所として、上居辺につきましてはエコ交流館のサロンとして使っている場所をサロンのない日ということで使わせていただいておりまして、下居辺につきましては学校のミーティングルームのようなちょっと広いようなところで行っているということでございます。先ほど承認いただきました学童保育に関する条例なのです

が、これはへき地ではなくて、議員さんおっしゃるような中央のような本当に学童施設として開設するための基準となる条例というふうなことで、開設日数等についても250日以上というふうに規定はしているのですけれども、現在本町で行っていますへき地の学童については、名称については学童保育というふうに言ってはいるのですけれども、ほとんどの学校で集団下校するために低学年が高学年の終わる時間を待っているような状況でございますし、冬期間においては実施しないで夏期のみ実施しているというような状況なので、ちょっと学童とは違うニュアンスというか、設置になっております。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会 計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健 福祉課長

保健福祉課長、大森より平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会 計補正予算[第1号]について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万5,000円を追加し、10億7,193万6,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費412万3,000円の減額補正につきましては、4月の人事異動による職員の給料等の減額によるものです。特定財源といたしましては、職員給与費繰入金より同額を減額するものです。

1款2項1目賦課徴収費につきましては11万5,000円減額するもので、これは十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の変動による減額補正でございます。特定財源といたしまして、事務費繰入金として同額を減額するものです。

3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては4万8,000円追加するもので、19節負担金補助及び交付金におきまして後期高齢者支援金追加による増額によるものであります。特定財源といたしましては、後期高齢者支援金負担金1万5,000円及び前年度繰越金3万3,000円を見込むものです。

10款1項3目償還金の809万5,000円の追加につきましては、前年度実績による療養給付費、特定健診、特定保健指導補助金等交付金超過

交付による返還金で、国庫負担金に677万円、療養給付費等交付金に9 5万9,000円、道に36万6,000円を返還するものです。特定財源といた しまして、前年度繰越金を同額見込むものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、 省略させていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は8ページに掲載してありま すので、参照願います。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「平成26年度士幌町介護保険事業特別会計補 正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健 福祉課長 保健福祉課長、大森より平成26年度士幌町介護保険事業特別会計補 正予算「第1号」について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、6億2,305万9,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費314万6,000円の減額補正につきましては、4月の人事異動による職員の給料等の減額によるものです。特定財源といたしまして、職員給与費等繰入金を同額314万6,000円の減額を見込むものです。

5款1項1目、還付金8万4,000円の追加につきましては、第1号被保険者保険料還付金、2名2カ年分の介護保険料減額によるものであります。

5款1項2目償還金324万4,000円の追加につきましては、前年度の超過交付に伴う返還金といたしまして国庫負担金返還金182万円、道費負担金返還金12万円、支払基金交付金返還金として130万4,000円をそれぞれ返還するものです。なお、これに係る特定財源は、前年度繰越金として同額を見込むものです。

歳入につきましては、4ページをお開き願います。特定財源以外の

歳入については、介護給付費準備基金繰入金より8万4,000円を第1号被保険者保険料還付金といたしまして追加しております。他の歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略いたします。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載してありま すので、参照ください。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「平成26年度士幌町介護サービス事業特別会 計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特老施設長。

金森特老施 設 長

特別養護老人ホーム施設長、金森から平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算[第1号]を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,923万4,000円に改めようとするものです。

最初に、歳出から説明しますので、5ページをお開き願います。1 款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料は4月の人事異動に伴い49万8,000円の減額、3節職員手当等につきましても一般手当は人事異動に伴い85万9,000円の減額、退職手当組合負担金では看護師の臨時職員が準職員となり109万4,000円の追加で合計で23万5,000円の追加、4節共済費につきましては共済組合負担金では看護師の臨時職員が準職員となり116万8,000円の追加、福祉協会負担金で3,000円の追加、看護師が準職員になることにより臨時職員での保険料は計上しないことにより社会保険料43万9,000円の減額、雇用保険料5万2,000円の減額で合計68万円の追加、7節賃金につきましては看護師が臨時職員が準職員となることから賃金等がふえることから72万円の追加。

次に、歳入について説明申し上げます。 4 ページをごらんいただき たいと思います。 4 款 1 項 1 目繰越金113万7,000円を追加計上し、歳 入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり可決決定いた

|だきますようお願い申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「平成26年度士幌町農業共済事業特別会計補 正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。

高木産業 振興課長 産業振興課長、高木より平成26年度士幌町農業共済事業特別会計補 正予算「第2号」について説明いたします。

第1条、農作物共済勘定、家畜共済勘定、畑作物共済勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ農作物共済勘定6,193万2,000円、家畜共済勘定443万2,000円、畑作物共済勘定5,000万8,000円を追加し、業務勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ213万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を農作物共済勘定は2億2,344万1,000円に、家畜共済勘定は6億2,594万1,000円に、畑作物共済勘定は3億4,844万3,000円に、業務勘定は1億4,084万7,000円にそれぞれ改めようとするものであります。

農作物共済勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目麦無事戻金の19節で、無事戻金として4,017万6,000円の追加ですが、これは議案第1号で可決決定いただきました麦の無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源といたしましては、麦連合会特別交付金803万5,000円、農業災害補償基金繰入金3,214万1,000円を充当するものであります。

4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金2,175万6,000円を追加するものであります。これは、前年度の歳入歳出差し引き残額から責任準備金及び26年産麦に係る未払い保険料を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるためのものであります。

次に、4ページの歳入を説明いたします。3款及び4款は歳出の特 定財源で説明しましたので、省略いたします。

6款1項1目1節繰越金で、前年産麦繰越金2,175万6,000円の追加は、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、家畜共済勘定を説明いたしますので、9ページをお開き願います。歳出の4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金443万2,000円を追加するものであります。これは、前年度の歳入

- 46 -

歳出差し引き残額から責任準備金を差し引いた剰余金を決算認定後に 積み立てるためものであります。

次に、8ページの歳入を説明いたします。5款1項1目1節繰越金で、前年度繰越金443万2,000円の追加でありますが、前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、畑作物共済勘定を説明いたしますので、13ページをお開き願います。歳出の3款1項1目畑作物無事戻金の19節で、無事戻金として1,399万7,000円の追加ですが、これは議案第2号で可決決定いただきました畑作5品目とスイートコーンの無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源といたしまして、畑作物連合会特別交付金491万6,000円、農業災害補償基金繰入金908万1,000円を充当するものであります。

次に、4款1項1目基金繰出金の25節で、農業災害補償基金積立金として3,601万1,000円の追加ですが、これは前年度の歳入歳出差し引き残額から畑作物支払準備金を差し引いた剰余金を決算認定後に積み立てるためのものであります。

次に、12ページの歳入を説明いたします。 3 款及び 4 款は歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。

5款1項1目1節繰越金で、前年度繰越金3,601万1,000円の追加は、 前年度の剰余金であり、歳出の基金繰出金と同額であります。

次に、業務勘定を説明いたしますので、17ページをお開き願います。 歳出の1款1項1目一般管理費の2節から19節までのそれぞれの減額 につきましては4月の人事異動に伴うもので、合計213万2,000円の減 額であります。特定財源といたしましては、共済会計職員給与費負担 金11万2,000円を減額するものでございます。

次に、16ページの歳入を説明いたします。3款は歳出の特定財源で 説明しましたので、省略をいたします。

5 款 1 項 1 目 1 節事務費繰入金で202万円の減額ですが、本科目で収支の均衡を図ったものでございます。

次に、18ページの給与費明細書ですが、4月の職員の人事異動に伴 うものでございます。

以上で説明を終わります。審議を賜り、可決決定いただきますよう お願い申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第14号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、認定第1号「平成25年度士幌町一般会計歳入歳出決算認 定上

> 日程第13、認定第2号「平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会 計歳入歳出決算認定」

> 日程第14、認定第3号「平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別 会計歳入歳出決算認定」

> 日程第15、認定第4号「平成25年度士幌町介護保険事業特別会計歳 入歳出決算認定」

> 日程第16、認定第5号「平成25年度士幌町介護サービス事業特別会 計歳入歳出決算認定」

> 日程第17、認定第6号「平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算認定」

> 日程第18、認定第7号「平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定」

> 日程第19、認定第8号「平成25年度士幌町農業共済事業特別会計歳 入歳出決算認定」

> 日程第20、認定第9号「平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会 計歳入歳出決算認定」

以上9件を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。町長。

小林町長

それでは、平成25年度一般会計および8特別事業会計の決算認定を受ける にあたり、平成25年度の行政概要について申し上げます

平成25年度一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、 介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業、 農業共済事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算に ついて、町議会の認定を賜りたく各会計決算書に行政報告書並びに監 査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

平成25年度の我が国の経済情勢は、一昨年12月に発足した自公連立 による安倍政権の「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投 資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組みの政策 効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心とし て景気回復の動きが広がってきました。しかしながら、地方や第一次 産業及び中小企業においてはその実感が乏しく、むしろ円安による燃 油や飼料の高騰など生産コストなどの費用増加によって、地域産業や 家計への影響が顕著となっているところであります。国際化やグロー バル化が進行する中、地域においても少子高齢化、人口の減少に加え、 エネルギー問題、気象異変、地域産業の動向、消費税率の引上げ、地 方交付税の減額など、町を取り巻く環境が大きく変化する中にあって、

- 48 -

12.13

14.15

16.17

18.19

行財政、産業経済、町民生活といずれの分野においても厳しさ、多様 さが増しています。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は比較的早く作業が進みましたが、5月中旬までの低温により生育に遅れが生じました。その後は好天で推移したため、生育はほぼ回復しましたが、小麦や豆類で降雨により収穫作業が遅れ品質低下を招くなど、前年同様天候に悩まされた年となりました。また、酪農においては、飼養管理に苦慮する中で、生乳生産は前年実績とほぼ同量となりましたが、配合飼料や初妊牛の価格など生産コストが上昇し厳しい経営環境となっており、肉牛については、原発事故による風評被害の影響も和らぎ、枝肉価格は回復傾向となりましたが、燃油や飼料に加え素畜費の高騰など、依然として厳しい経営状況で推移しています。そのような中、農畜産物の販売高においては、経営所得安定対策や農業共済金をあわせると、前年度を17億6,000万円上回る322億5,000万円と過去最高額を更新し、4年連続で300億円超を達成する結果となりました。

次に、広域連携については、平成18年度に発足した十勝市町村税滞納整理機構が、管内全体の滞納処理に向けて、一定程度の効果をあげているほか、消防の広域化については、平成21年4月に十勝圏複合事務組合事務局に消防広域推進室を設置し、協議・検討を重ねてきた結果、管内6消防本部・消防組合の統合による新たな一部事務組合「とかち広域消防事務組合」を設立し、救急デジタル無線及び高機能指令センターの運用開始と併せ平成28年4月1日より広域化を図ることで合意に至ったため、平成26年3月に「十勝圏広域消防運営計画」を策定したところであり、今後も設立に向けた具体的事項について議会のご意見を賜りながら協議を進めていくものであります。また、平成25年6月14日には、19市町村による「十勝バイオマス産業都市構想」が認証されるなど、十勝における広域連携は各分野に拡充されております。

それではこれより、平成25年度一般会計の決算の概要について報告 いたします。

まず歳入でありますが、総額75億1,652万3,000円となり、対前年度 比2億8,726万5,000円、4.0%の増となりました。主な要因としては、 地方交付税や道支出金などが減少する中、諸収入が対前年度比2億2, 519万円、183.7%の増、国庫支出金が対前年度比1億6,958万円、41. 1%の増となったことによるもので、諸収入については、「士幌町発 祥の地中士幌太陽光発電所」の整備に係る市町村備荒資金組合納付還 付金の増加によるものであり、国庫支出金については、町道整備事業 に係る社会資本整備総合交付金の増加のほか、地域の元気臨時交付金 の増加によるものであります。

町税については、法人町民税や固定資産税が減となりましたが、個

人町民税や市町村たばこ税の増により、対前年度比796万円、0.8%の増となりました。地方交付税については、普通交付税において給与費に関わる基準財政需要額の算定減に加え、町民税、市町村たばこ税の増のほか、国保病院の建設などの起債の償還終了により、公債費が減少したことなどにより、対前年度比8,971万5,000円、2.5%の減となりました。町債については、辺地対策事業債や地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の借入が増となった一方、地方道路整備事業分の借入が減となったことなどにより、対前年度比1,510万円、3.3%の減となりました。

次に歳出でありますが、総額72億5,036万1,000円となり、対前年度 比4億2,125万4,000円、6.2%の増となりました。主な要因としては、 士幌町発祥の地中士幌太陽光発電所の建設費や国営・道営土地改良事 業負担金の増などにより、普通建設事業費が対前年度比4億7,301万9, 000円、34.8%の増、財政調整基金、農業振興基金、活き生きまちづ くり基金などの基金積立の増により、積立金で対前年度比1億8,710 万1,000円、102.9%の増となったことによるものであります。

扶助費・補助費については、補助費において市町村備荒資金組合納付金の減などにより対前年度比1億9,246万3,000円、13.2%の減、公債費については、町債の償還が一部終了したことにより対前年度比6,611万9,000円、7.0%の減、人件費については、給料や手当の抑制に努めてきたところですが、対前年度比1,905万6,000円、1.5%の増となったところであります。

主な建設事業では、太陽光発電施設設置事業に4億1,475万円、移住体験住宅新築事業に3,387万3,000円、強い農業づくり交付金事業に4,151万5,000円、農業体質強化基盤整備促進事業に1億5,800万4,000円、地方特定道路事業を含む町道整備事業全体で4億2,957万2,000円、国営かんがい排水事業の償還負担金として8,173万5,000円、道営土地改良事業の負担金として3億547万2,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は、前年度より3億2,972万7,000円減少したものの、未償還額は66億4,895万3,000円であり、依然として多額の返済額が残っています。単年度ごとの償還額は徐々に減少傾向にありますが、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいる所存であります。

各種財政指標においては、起債の借入に係る基準となる実質公債費 比率は5.7%と前年度より0.9ポイント改善されましたが、経常収支比 率については81.5%と前年度を0.5ポイント上回り依然高い数値を示 しており、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりま せん。財政力指数についても、0.240と前年度をわずかに上回ったも のの、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなる ことが懸念されます。今後も、さらなる行財政改革の徹底による経常 経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努 めてまいりたいと存じます。

以上が平成25年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果 及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、 国民健康保険事業をはじめとする7特別会計並びに国民健康保険病院 事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よ ろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上で、平成25年の行政概要の報告とさせていただきます。

加納議長

ここで食事休憩としたいと思います。

午後 0時02分 休憩 午後 1時10分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各会計に対して監査委員の審査意見書が添付されていますので、職員に一般会計ほか7特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語のみ朗読させます。

藤内

総務係長

士監発。

平成26年8月28日。

士幌町長、小林康雄様。

士幌町監査委員、佐藤宣光。

士幌町監査委員、出村寛。

平成25年度士幌町各会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成25年度士幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

15ページをごらんください。

第4、結語。

平成25年度士幌町一般会計並びに7特別会計の歳入総額 111億3,5 97万3,000円、歳出総額106億235万5,000円の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は、予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

依然として厳しい行財政環境の中で、さまざまな施策がほぼ予定通

り推進された事は、執行に当ってこられた理事者並びに職員各位の熱 意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

26ページをごらんください。

第4、結語。

平成25年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。本町の病院事業は、昭和31年2月に士幌農協が運営する「士幌厚生病院」を町が買収し、「士幌町国保直営診療所」を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、爾来、施設・設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら今年を以って59年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況のなか25年度に於いては年度当初の4月から4名の常勤医体制がとれ、厳しい状況の中、本町の病院は町内唯一の医療機関として、また取り巻く福祉村施設の中核として入院・外来及び救急指定病院の役割を担い、医師、病院スタッフ一丸となって地域における医療を守るべく、町民の保健、予防活動として特定健診等の各種検診業務に積極的に取り組まれているところである。しかしながら外来患者の利用状況は年々減少となってきているところである。安心と信頼の町民のための病院構築に向かって「公立病院改革プラン」に伴う経営の効率化・健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実をめざし一層改革に配慮願うとともに、日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものである。

以上です。

加納議長 佐藤代表 監査委員 加納議長

代表監査委員から補足説明があれば求めます。

ございません。

お諮りします。

本議会は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの平成25年度各会計決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成25年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査

室前に配置していますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成25年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を 設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の 上、審査することに決定いたしました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場において決算審査特別委員会を招集いたします。 本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 1時17分)